

四国中央市国土強靱化地域計画【概要】

1. 計画策定の目的及び基本理念

近年、わが国では、東日本大震災などの過去の災害等に対して、さまざまな策を講じてきたものの、甚大な被害により長期間にわたる復旧・復興を繰り返しており、本市においても、台風や集中豪雨による災害が毎年のように発生し、今後30年以内には、70～80%の確率で南海トラフ地震も予想され、地震発生の危険性が年々高まってきていることから、想定される大規模自然災害時に、市民の生命が確保され、被害が最小限に抑えられるとともに、速やかに復旧・復興を図ることができるよう、これまでの「防災」の範囲を超え、災害に強い強靱なまちづくりを推進することを目的に本計画を策定し、防災・減災と地域の発展を両立させる国土強靱化を踏まえ、「笑顔あふれる安心のまち四国中央市」の実現に向け、行政・市民・事業者が一体となって、強く、しなやかで活力あるまちづくりを目指す。

2. 基本目標

次の4項目を基本目標として、最悪な事態に陥ることが避けられるような「強靱」な行政機能や地域社会・地域経済の構築に向けた「国土強靱化」を推進する。

- ① 人命の保護が最大限に図られること
- ② 市及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化に資すること
- ④ 迅速な復旧復興に資すること

3. 計画の期間

令和6年度までとするほか、毎年度進捗管理を行うとともに、必要に応じて見直しを行う。

4. 対象とする自然災害（リスク）

（1）南海トラフ地震

- 愛媛県地震被害想定調査の結果報告によると南海トラフによる最大クラス（M8～9クラス）の地震が発生した場合、建物および人的被害として、全壊・焼失建物は約26,000棟、死者は約1,000人と甚大な被害が想定される。
- 国の調査機関によると今後30年以内に70～80%の確率で南海トラフ沿いに地震が発生するとされており、地震発生の危険性が年々高まってきている。

（2）風水害（土砂災害を含む）

- 近年、地球温暖化等に伴う気候変動により、雨の降り方の局地化や集中化が顕著にとなり、台風も大型化している。
- 台風や集中豪雨による被害は毎年のように発生し、平成16年には襲来した一連の台風による土砂災害や洪水により、5人の尊い人命が奪われるなど、甚大な被害が発生している。

5. 脆弱性の評価

4項目の基本目標を達成するため、8つの「事前に備えるべき目標」と30の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を次のとおり設定し、脆弱性の評価を行った。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	巨大地震による建物等の倒壊や火災等により、多数の死傷者が発生する事態
		1-2	広域にわたる大規模津波等により、多数の死傷者が発生する事態
		1-3	台風や集中豪雨など大規模風水害による広域かつ長期的な市街地の浸水や大規模土砂災害等の発生により、多数の死傷者が発生する事態
2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギーの供給が長期間にわたり停止する事態
		2-2	山間部等において、多数かつ長期間にわたり孤立地域が発生する事態
		2-3	警察、消防等の被災により、救助・救急活動が遅れる事態
		2-4	大量かつ長期間にわたり帰宅困難者が発生する事態
		2-5	医療・保健・福祉関係者の人員不足や支援ルート・エネルギー供給の途絶により、医療・保健・福祉機能が麻痺する事態
		2-6	被災地における疾病・感染症等が大規模に発生する事態
		2-7	劣悪な避難生活環境や不十分な健康管理により、被災者の健康状態が悪化し死者が発生する事態
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	市職員不足や施設の損壊等により、行政機能が大幅に低下する事態
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラが麻痺し、通信機能が停止する事態
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により、災害情報が伝達不能となる事態
		4-3	災害時に活用する情報サービス機能が停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断やエネルギー供給の停止等により、経済活動が低下する事態
		5-2	金融サービス等の機能停止により、市民生活・商取引に甚大な影響が及ぶ事態
		5-3	食料等の安定供給の停滞や物流機能等が大幅に低下する事態
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	ライフライン（電気、ガス、上下水道、通信等）の機能が長期間にわたり停止する事態
		6-2	汚水処理施設等の機能が長期間にわたり停止する事態
		6-3	基幹的な交通ネットワーク（陸・海）の機能が長期間にわたり停止する事態
		6-4	防災インフラの機能が長期間にわたり停止する事態
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	市街地火災、海上・臨海部の広域複合災害、建物倒壊による交通麻痺等の大規模な二次災害が発生する事態
		7-2	ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂等の流出により、多数の死傷者が発生する事態
		7-3	有害物質が拡散・流出する事態
		7-4	農地・森林等の荒廃により、被害が拡大する事態
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	災害廃棄物処理の停滞等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2	人材不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如、地域コミュニティの崩壊等により、復興できなくなる事態
		8-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等により、有形・無形文化が衰退する事態
		8-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備遅延や長期浸水の発生等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-5	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量失業・倒産等により、地域経済等へ甚大な影響が及ぶ事態

6. 強靱化に向けての推進方針

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を回避するために必要な推進方針を定め、施策の進捗状況を把握するため、可能な限り重要業績指標を設定し、毎年度において分析・評価や必要な見直し等を行う。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を回避するために必要な推進方針	
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建築物等の耐震化、火災対策、災害対応能力の向上など
		1-2	海岸保全施設等の整備、水門・陸閘等の閉鎖対策など
		1-3	河川堤防等治水施設の整備、土砂災害防止施設の整備など
2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	備蓄の促進、支援物資受入体制の整備、水道設備耐震化など
		2-2	道路や空路等の防災対策強化、孤立集落対策の充実
		2-3	救助・救急機関等との連携強化、消防施設の資機材等の充実
		2-4	帰宅困難者等の対策、観光客の帰宅困難者対策
		2-5	災害医療体制の充実強化、ドクターヘリ等の効率的運用など
		2-6	疾病・感染症対策、遺体対策等の体制整備
		2-7	保健衛生活動や福祉支援体制充実強化、避難所指定促進など
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	業務継続計画（BCP）の作成・推進、施設の耐震化・ライフラインの確保など
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	災害情報システムの整備・強化、通信事業者との連携強化
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等対策
		4-3	災害関連情報の伝達手段の多様化、適切な避難行動等の呼びかけなど
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断対策、エネルギー供給体制の確保
		5-2	金融機関への防災対策の働きかけ
		5-3	食料等の供給体制の確保、物流機能等の維持・早期再開
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	ライフライン事業者間の連携強化、施設設備の耐震化・老朽化対策の推進など
		6-2	汚水処理施設等の防災対策の推進
		6-3	緊急輸送道路等の設備促進、避難道路等の整備促進
		6-4	情報共有インフラの維持強化
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	市街地の火災対策、建物倒壊等による交通麻痺など
		7-2	河川施設等の防災対策、ため池やダム等の防災対策
		7-3	有害物質の拡散・流出対策
		7-4	農地・農業水利施設の適切な保全管理、森林の荒廃対策
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	災害廃棄物処理計画の策定及び推進、災害廃棄物処理対策
		8-2	復旧・復興を担う人材等の確保・育成、地域コミュニティーの活性化

		8-3	文化財の防災対策
		8-4	生活再建支援、復興計画の作成、長期浸水への対策
		8-5	風評被害等に対する対策